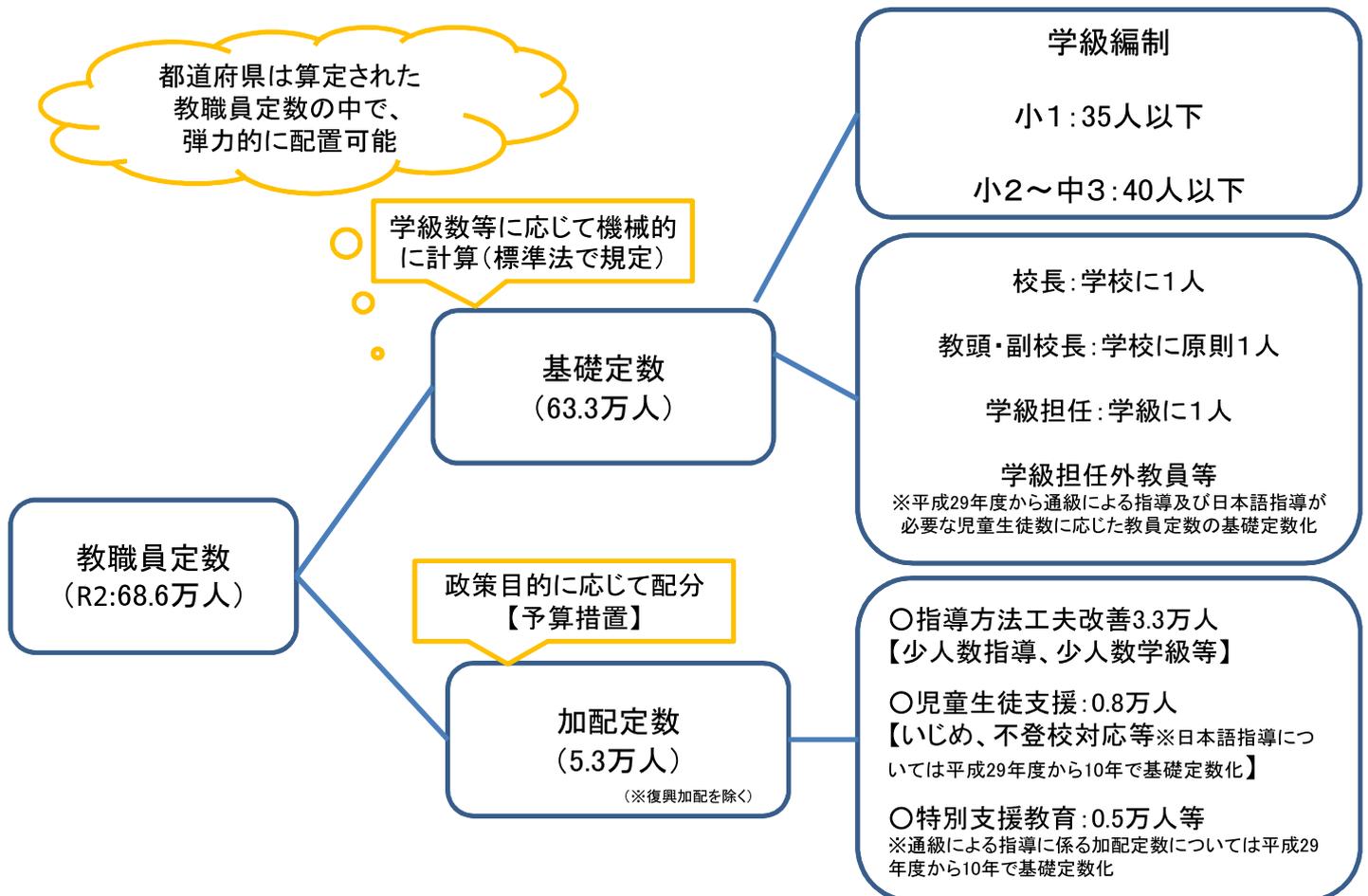


# 公立小中学校等の 学級編制及び教職員定数の仕組み

## 公立小中学校等の教職員定数算定の仕組み（イメージ）



# 学級編制について

## ○義務標準法に規定する学級編制の標準の数

＜小・中学校＞		
	小学校	中学校
同学年で編制する学級	35人(1年生) 40人(2～6年生)	40人
複式学級(2学年)	16人 (1年生を含む場合8人)	8人
特別支援学級	8人	8人
＜特別支援学校(小・中学部)＞		
	6人 (重複障害 3人)	

《参考》  
○小学校設置基準(文部科学省令)  
(一学級の児童数)  
第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。  
  
(学級の編制)  
第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

## ○学級編制における国、都道府県、指定都市、市町村の関係



## 公立小中学校等の教職員定数算定の仕組み (義務標準法)

### 1. 目的と範囲【義務標準法第1条、2条】

#### ①目的(第1条)

・学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もって義務教育水準の維持向上に資する。

#### ②「教職員」の範囲(第2条3項)

・校長、副校長・教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員、事務職員

### 2. 学級編制の「標準」【法第3条】

- ・小学校 1年生35人、2～6年生40人
- ・中学校 全学年40人
- ・特別支援学級(小・中) 8人
- ・複式学級(小) 1年生を含む場合8人  
1年生を含まない場合16人
- 〃 (中) 8人

#### 《参考》

○小学校設置基準(文部科学省令)  
(一学級の児童数)  
第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

### 3. 教職員定数の算定【法第6～9条、15条】

#### (1)基礎定数【法第6～9条】

##### ①校長(第6条) 学校に1人

##### ②副校長・教頭、教諭等(第7条1項(※学級数に応じて算定))

- ・小学校 1学級及び2学級の学校の学級総数 × 1.000
- 3学級及び4学級の学校の学級総数 × 1.250
- 5学級の学校の学級総数 × 1.200
- 6学級の学校の学級総数 × 1.292
- ...

(参考)6学級 × 1.292 = 7.75人

【副校長・教頭0.75人(4校に3校)、学級担任6人、専科指導教員1人】

- ・中学校 1学級の学校の学級総数 × 4.000
- 2学級の学校の学級総数 × 3.000
- 3学級の学校の学級総数 × 2.667
- ...



## 義務教育費国庫負担制度

### 1. 義務教育費国庫負担制度について

義務教育は、国民として必要な基礎的資質を培うものであり、憲法上の国民の権利、義務にかかわるものであって、国は、地方公共団体とともに義務教育にかかる費用を無償にし、国民の教育を受ける権利を保障する義務を負っています。

そのため、国は義務教育費国庫負担制度により、義務教育に必要な経費のうち最も重要なものである教職員の給与費について、その3分の1を負担しています。このことにより、義務教育に対する国の責任を果たすと同時にこの制度を通じて全国すべての学校に必要な教職員を確保し、都道府県間における教職員の配置基準や給与水準の不均衡をなくし、教育の機会均等と教育水準の維持向上が図られています。

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担法に基づき、都道府県・指定都市が負担する公立義務教育諸学校（小・中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部）の教職員の給与費について、3分の1を国が負担するものです。（ただし、特別の事情があるときは、各都道府県・指定都市ごとの最高限度を政令で定めることができます。）

### 2. 国庫負担の対象

#### ○対象学校

- (1)市（指定都市を除き、特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部。
- (2)都道府県立の中学校（中高一貫教育を施すものに限る。）、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部。
- (3)都道府県立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部（学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童又は生徒に対して特別の指導を行うための教育課程、及び夜間その他特別の時間において主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程の実施を目的として配置される教職員に係るものに限る）。

#### ○対象職種

校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第17条第2項に規定する非常勤講師を含む。）、事務職員及び学校栄養職員

## ○対象給与費目

給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む）、へき地手当（これに準ずる手当を含む）、時間外勤務手当（事務職員及び学校栄養職員）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、報酬及び費用弁償

- ▶ [義務教育費国庫負担制度について（PDF:166KB）](#) 
- ▶ [義務教育費国庫負担制度の沿革（PDF:78KB）](#) 
- ▶ [総額裁量制について（PDF:147KB）](#) 
- ▶ [総額裁量制の導入について（PDF:94KB）](#) 

## お問合せ先

初等中等教育局財務課



Get Adobe  
Acrobat Reader

PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。  
Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。

（初等中等教育局財務課）

# 義務教育費国庫負担制度について

## 制度の基本的役割

○憲法の要請に基づき、義務教育の根幹(機会均等、水準確保、無償制)を国が責任をもって支える制度。

## 制度の概要

- 市町村が小中学校を設置・運営。
- 都道府県が市(指定都市除く)町村立学校の教職員を任命し、給与を負担。【県費負担教職員制度】
- 指定都市は設置する学校の教職員の任命、給与負担を一元的に行う。
- 国は都道府県・指定都市に係る教職員給与費の1/3を負担。  
(平成18年度1/2→1/3)

公立義務教育諸学校の教職員の給与費(総額約4.5兆円)  
(約68.7万人:小学校41.0万人、中学校23.0万人、特別支援学校4.7万人)



## 国庫負担金の算定方法

給与単価 × 国庫負担定数※ × 1/3

(※標準法定数(基礎定数+加配定数)) 7

# 県費負担教職員制度について

- ① 市(指定都市除く)町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、設置者負担の原則の例外として、その給与については都道府県の負担とし、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図る。
- ② 身分は市町村の職員としつつ、都道府県が人事を行うこととし、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図る。

文部科学大臣

教職員給与の1/3を負担  
(義務教育費国庫負担法第2条)

都道府県教育委員会

(市町村立学校教職員給与負担法第1条)  
教職員の給与の負担

(地教行法第37条)  
教職員の任命

市町村教育委員会  
(指定都市除く)

人事の内申  
(地教行法第38条)

教職員の服務監督  
(地教行法第43条)

設置・管理  
(地教行法第21条第1号)

校長による意見の申出  
(地教行法第39条)

市町村立学校  
(指定都市除く)  
教職員  
(県費負担教職員)

(注)地教行法...地方教育行政の組織及び運営に関する法律

※指定都市は、教職員の任命、給与負担、服務監督及び学校の設置・管理を一元的に行い、教職員給与費の1/3を国が負担。